

就労移行支援 障害者を対象とした雇用についてのお願い書

主旨・目的

障害者(身体・知的・精神等)の就労を目的とした、就労移行支援(政府認可事業)にご関心を頂きご協力のお願いを致します。

下記、就労移行支援事業所を通じて、貴企業に障害者をご紹介する事業を行っております。これは、障害者の就労意欲を向上させ、広く雇用の機会を提供すると共に、雇用受け入れ企業においても、当事業の社会的重要性を再認識いただき、適用人材の雇用を促進して頂くことを主旨目的としております。

また受け入れ企業においても、下記内容において助成金が支給されます。

施設名

就労移行支援事業所 ひかり

就労移行支援事業 施設所在地

860-0073 熊本市島崎2丁目8-18 096-351-6700

(株)ダイレクト グループ インブループメントビル3F 施設

運営法人

(株)ダイレクト グループ インブループメント

政府見解 当事業の本来目的 (障害者年金・生活保護減少)

- 1、就労移行支援事業を通じて生活保護を減少させます。
- 2、障害者の雇用の機会を広く企業に求め、当該者の雇用を促進します。

各企業のお願事項

- 1、当就労移行支援事業所の教育受講者(障害者)の面接行ってください。
- 2、面接の結果、合格者を、トライアル雇用/ 3ヶ月間の試用期間で様子を見てください。
- 3、3ヶ月後、適正人材であれば、正式雇用をお願いいたします。
- 4、入社後は、健常者と同等に、社則に則り厳しく教育指導をお願いいたします。
- 5、ハローワークの定める助成金の期間、1年9ヶ月以上の雇用をお願いいたします。
- 6、致し方なく、解雇される場合は、当就労移行支援事業所にご相談下さい。

上記内容を理解し、障害者の雇用促進に寄与する為、面接を行うことを希望する。

平成 23 年 月 日

障害者面接実施企業名

認印

受け入れ企業 助成金制度内容

(以下は全て企業に対する助成金制度)

ハローワーク 371-8609 障害者雇用担当 (本人・企業、登録必要)

- ① トライアル雇用/ 3ヶ月間の試用期間 1名当 月額4万円支給

- ② 障害者特定求職者開発助成金
正式雇用後 最長1年6ヶ月間 1名当 月額7.5万支給
(* 6ヶ月単位で支給 45万円、3回支給)

- ③ 障害者を初めて正式雇用の場合 / 最初の1名のみ 100万円支給
(* 企業規模により、支給されます)

- ④ 障害支援従事者配置助成金/ 最長3年間 障害者1名当 月額40,000円支給
* 6ヶ月単位1名当 24万円支給

* 企業に支払われる1年9ヶ月間の助成金 合計額 約247万円(最初の1名分)

- ① ② ③合計 (2人目からは147万円)

下記はその他 政府系助成金の内容です、障害者の程度により支給されます。

熊本県高齢・障害者雇用支援センター 311-5660

障害者雇用納付金制度

- ① 人的支援コンサル助成金(企業内指導員)
5名以上の障害者を雇用した場合、期間3年、月額15万円の支給

- ② 設備助成金(企業)
障害者雇用の際必要とされる設備費用の助成

- ③ 通勤助成金(本人)
障害者の通勤に必要とされる機器、機械、システムの助成

以上